

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅に対する改修費補助

住宅確保要配慮者向けへの賃貸改修に50万円/戸を補助

概要

住宅確保要配慮者専用の住宅として登録されるものを対象に、改修費用に対する補助が行われます。

専用住宅として10年以上登録するもの、家賃が一定以上の額を超えないこと、地方公共団体が居住支援協議会などと連携する取り組みを行っていることなどが補助要件として求められています。

これだけお得です

補助率と補助限度額

- 補助率:改修工事に要する費用の1/3以内の額
- 限度額:50万円/戸
ただし、共同居住用住宅に用途変更するための改修工事、間取り変更工事、耐震改修工事、子育て世帯対応工事、防災・消火対策工事、外構部分のバリアフリー改修工事のいずれかを含む場合は100万円/戸

このような工事が対象です

- ▶共同居住用住宅に用途変更するための改修工事
- ▶間取り変更工事
- ▶耐震改修工事
- ▶バリアフリー改修工事(外構部分含む)
- ▶居住のために最低限必要と認められた工事
- ▶居住支援協議会等が必要と認める工事
- ▶子育て世帯対応工事
- ▶防災・消火対策工事

※上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)も対象

制度の詳細

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業ホームページ
<http://snj-sw.jp/>



サービス付き高齢者向け住宅整備事業

サ付き住宅の整備に補助

概要

バリアフリー構造などをもち、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」として登録される住宅の整備事業を公募し、事業の実施に要する費用の一部を補助します。補助対象は民間事業者、社会福祉法人、医療法人などです。

このような住宅が対象です

- ▶高齢者住まい法に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」として10年以上登録すること。
- ▶サービス付き高齢者向け住宅として10年以上登録するもの。
- ▶入居者の家賃が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められているもの。
- ▶入居者からの家賃等の徴収方法が、前払いによるものに限定されていないもの。ほか

これだけお得です

補助率・補助額(参考) 住宅

		補助率	限度額	補助対象
改修		1/3	180万円/戸	①階段室型の共同住宅を活用し、新たに共用廊下を設置する、②戸建て住宅や事務所などを活用し、用途変更に伴い建築基準法等の法令適合のための工事が新たに必要となる。のいずれかに該当する改修が対象。その他の改修は新築と同じ限度額と補助対象となる。 住棟の全住戸の2割を超える住戸について限度額を120万円/戸とする。ただし、入居世帯を夫婦などに限定する場合は、上限に関わらず当該住戸の補助限度額を135万円とする。
新築	床面積30㎡以上かつ一定の設備の完備	1/10	135万円/戸	
	床面積25㎡以上		120万円/戸	
	床面積25㎡未満		90万円/戸	

注:家賃30万円/月以上の住戸、事業目的の達成のために必要な範囲を逸脱する華美または過大な設備(サウナ、岩盤浴、カラオケルームなど)は補助対象外

高齢者生活支援施設

		補助率	限度額	補助対象
改修		1/3	1,000万円/施設	○
新築	地域交流施設等	1/10	1,000万円/施設	○
	介護関連施設等			×

制度の詳細

サービス付き高齢者向け住宅整備事業
<http://www.koreisha.jp/service/>

